

福祉避難所研究会-委員報告書

●開催日 2024-4-30(火)

●参加者 8名

●検討した内容

昨年度は「BCP 策定」に翻弄された1年であったものの、「BCP」は学び多いものであった。研修会等で更に知識を深める必要があると感じた。今年度は日本財団より助成を受けEV車両が納車される。福祉避難所の活用が期待されるが、今回会議は、「実際避難所になった場合」の、自施設での問題点等を発言して頂きたい。

●自施設内の現状・避難誘導について考えた。スタッフからは下記の意見が上がった

- ・食器棚に茶碗が高く積み上げられている。地震が来たら割れそう。
- ・利用者のベッド（頭側）に鏡がある。地震が来たら落ちてケガしそう。
- ・備蓄の場所はわかるが、何日分あり、どれくらいのペースで使用できるか知らない。
- ・数年前のブラックアウトのとき、カセットコンロが役立った。
- ・夜勤のとき懐中電灯がなかったのでスマホの光を使用した。
- ・入浴がしばらくできなかった。信号が消えて出勤が大変。

以上から、自施設に戻った時に改めてレイアウト・模様替えなど考えて他スタッフとも意見交換できる時間を作る事で一致した。

福祉避難所研究会-委員報告書

●開催日 2024-5-31(金)

●参加者 10名

●検討した内容

震度4くらいの地震が起きたときに、損害が起りそうな箇所を確認する

▲事業所A

- ・避難場所のテラスがガラス張り。実際はガラスが割れて危険な状況かも。
- ・台所まわりに落下しそうなカゴがある。

▲事業所B

- ・落下しそうな壁掛け時計や落下しそうなテレビがある
- ・事務所のキャビネット上に書類が積んである
- ・食器棚内の食器が積み重なっている

以上から、自施設に戻った時にスタッフ全員に対応策を考えていく。意見交換が必要。利用者や利用者家族にも同意を求める事の重要性を再確認した。

福祉避難所研究会-委員報告書

●開催日 2024-5-31(金)

●参加者 7名

●検討した内容

福祉避難所の協定書の確認と法律の解釈を読み合わせ、確認。

▲福祉避難所とは（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（「要配慮者」）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」

▲内閣府令で定める基準（災害対策基本法施行規則第1条の9）

- ・高齢者・障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（「要配慮者」）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
 - ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。（内閣府：令和3年5月 改定福祉避難所の確保・運営ガイドライン）
- 指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する。

この協定書は、あくまでも市町村からの依頼に基づき開設するもので、強制力はあまり大きいものではない。しかし、一旦自然災害等となれば施設の性格上、地域の要援護者からの依頼は無視できない。同時に施設の利用者や支援者も被害者であり、地域の要援護者をどの程度サポートできるのか不安が残る。まず私達は施設利用者の安全を担保する事を第一に考え、地域の要援護者の避難場所の確保・食材の確保・ライフラインの確保が精一杯だと感じる。